

答 申 情 第 1 4 7 号
令 和 5 年 1 月 1 3 日

京 都 市 長 様

京都市情報公開・個人情報保護審査会
会 長 北 村 和 生
(事務局 総合企画局情報化推進室情報管理担当)

京都市情報公開条例第18条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

令和3年12月7日付け保障第553号をもって諮問のありました下記のことについて、別紙のとおり答申します。

記

折り合いをつける旨が書かれた個別支援計画書等の不存在による非公開決定事案（諮問情第244号）

1 審査会の結論

処分庁が行った不存在による非公開決定処分は妥当である。

2 審査請求の経過

- (1) 審査請求人は、令和3年10月18日に、処分庁に対して、京都市情報公開条例（以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、以下のとおり公文書の公開を請求した（以下、①を「請求内容1」、②を「請求内容2」、③を「請求内容3」、④を「請求内容4」という。また、これらの請求内容をまとめて「本件請求」という。）。

- ① ●●・かがやき元職員が作成した個別支援計画書（個別評価・支援プランニングシートがあれば其れも含む）の全数を示した上で「折り合いをつける」旨が書かれている当該計画書
- ② ■■・保健福祉局障害保健福祉推進室社会参加推進課長が送信した mail に於いて「就労相談については、精神的な状態が安定していない方に就労を進めてしまうと、状態の悪化を招く場合もあるようです。」と書かれているので此れを裏付けられる根拠
- ③ ■■・保健福祉局障害保健福祉推進室社会参加推進課長が口頭意見陳述（令和2年10月2日）に於いて「当時 LLA（補註：Let's Learn Autism の略称であり当事者を指している）を開催して、会話する際に場を和ませる目的で菓子類を用意していた」と発言しているので菓子類を用意する事に依り場を和ませられる事を裏付けられる根拠
- ④ ■■・保健福祉局障害保健福祉推進室社会参加推進課長が口頭意見陳述（令和3年3月5日）に於いて「（補註：京都障害者職業センター職員が作成した職業評価を）適切なものであるということを前提にしています。」と発言しているので此れを裏付けられる根拠

- (2) 処分庁は、本件請求に係る文書を作成又は取得していないため、不存在による非公開決定処分（以下「本件処分」という。）をし、令和3年10月29日付けで、その旨及び理由を次のとおり審査請求人に通知した。

・請求内容1について

かがやき元職員である●●氏（以下「かがやき元職員」という。）が作成した個別支援計画書の全数は37件であり、「折り合いをつける」と書かれている当該文書は作成していない。

・請求内容2から4までについて

公文書を基に発言したものではなく、請求内容に係る公文書は取得、作成していない。

- (3) 審査請求人は、令和3年11月16日に、本件処分を不服として、行政不服審査法第2条の規定により、本件処分の取消しを求める審査請求をした。

3 審査請求の趣旨

審査請求の趣旨は、本件処分の取消しを求めるというものである。

4 処分庁の主張

弁明書によると、処分庁の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

(1) 京都市発達障害者支援センターかがやき（以下「かがやき」という。）の運営について

かがやきは、発達障害のある方とその御家族が地域で安定して生活ができるように支援するセンターであり、「相談支援」、「就労支援」、「発達支援」、「普及啓発・研修」の4つの機能を併せ持つセンターとして平成17年11月に開設し、社会福祉法人へ委託して事業を実施している。各事業の実施に当たっては、福祉、保健、医療等の各分野の支援が総合的に提供されるよう、子ども若者はぐくみ局児童福祉センターと密接に連携して支援内容等を協議している。子ども若者はぐくみ局児童福祉センターの一部門に位置付けられているが、平成31年4月から事務分掌の一部が改正され、「発達障害者支援センターに関すること」については、保健福祉局障害保健福祉推進室において担当することになった。

(2) 本件請求に係る文書について

請求内容1は、かがやき元職員が作成した個別支援計画書の全数を示したうえで、「折り合いをつける」旨が書かれている公文書を開示するよう求めたものである。

また請求内容2から4までは、障害保健福祉推進室社会参加推進課長■■■がメールに記載した内容及び口頭意見陳述で発言した内容について、その裏付けの根拠となる公文書を開示するよう求めたものである。

(3) 本件請求に係る文書が存在しないことについて

ア 請求内容1について

審査請求人は、審査請求の理由について「37件に於いて「折り合いをつける」旨が書いていないのか？争点は此れのみである。」と主張している。しかし、本件請求に係る公文書37件（以下「対象文書」という。）の中に、請求内容を満たす公文書は存在しないため、不存在による非公開決定をしたものである。

イ 請求内容2について

「就労相談については、精神的な状態が安定していない方に就労を進めてしまうと、状態の悪化を招く場合もあるようです。」との記載は、就労支援を行っている中で起こり得る事象を記載したに過ぎず、その根拠となる公文書が存在するものではない。

ウ 請求内容3について

「当時LLAを開催して、会話する際に場を和ませる目的で菓子類を用意していた」という発言については、当時そのように実施していた事実を述べたまでであり、菓子類が場を和ませる効果があるか否かについて根拠となる公文書が存在するものではない。

エ 請求内容4について

「（京都障害者職業センター職員が作成した職業評価を）適切なものであるということを前提にしています。」という発言については、かがやきと京都障害者職業センターは発達障害者支援法に基づく支援を実施することが責務であり、連携して相談者への支援を実施していく中で

は、京都障害者職業センターが行った職業評価が適切であることを前提にすることが当然である旨を述べたまでであり、何らかの公文書を基に発言したものではないため、請求内容に係る公文書は取得も作成もしていない。

5 審査請求人の主張

審査請求書、反論書及び行政不服審査法に基づく口頭意見陳述における審査請求人の主張によると、審査請求人の主張は、おおむね次のとおりであると認められる。

- (1) 請求内容 1 に対して「作成していない」と書いているが、其れは事実であるのか？本当にかがやき元職員は個別支援計画書 37 件において「折り合いをつける」旨を書いているのか。争点は此れのみであるので、其れを特定するために in camera 審理を要求する。
- (2) 請求内容 2 から 4 の存否に関わらず、根拠を示せず跡付け検証できないとなれば、明らかに公文書等の管理に関する法律 4 条及び 34 条に違反している。
- (3) 請求内容 2 及び 3 について、処分庁は本件公開請求文書が存在しないとしているが、何故存在しないのかについて答えていないので行政手続法 8 条 1 項に違反している。
- (4) 処分庁は本件公開請求文書を「取得も作成もしていない。」と書いているが、職業センター職員が作成した職業評価を case 会議時にかがやき職員が受け取り其れをかがやきに持ち帰っているため、「取得」していないことは明らかに嘘である。
- (5) 此处で問い質されているのは当該評価の適否であるので、処分庁及びかがやきはかがやきが保有している全ての当該評価を探索した上で、仮に適切である事を立証出来る記載があれば、其の箇所を条例 8 条に基づいて部分公開しなければならない。
一方で該当する箇所が何処にも無ければ行政手続法 8 条 1 項に基づいて其の探索経緯を明示した上で「適切である当該評価は一つも存在しない」と答えなければならない。
審査会は別件答申書（令和 3 年 11 月 9 日付け答申個第 112 号）に於いて「他機関が行ったサービス等の内容を処分庁側が実質的に評価できないことを理由にして、当該機関から取得した当該サービス等の記録を開示し得ないことになり、請求対象とすべき公文書の範囲を狭めることになる。このような解釈は、（中略）情報の所在と内容を知り得る手段として開示請求権を保障する（中略）情報開示制度の趣旨に照らせば、適切とはいえない。」と書いているので、処分庁は本件処分に於いても此れを遵守しなければならない。

6 審査会の判断

当審査会は、処分庁の主張及び審査請求人の主張を基に審議し、次のとおり判断する。

- (1) 本件請求に係る文書について
本件請求において審査請求人が求める文書及びその内容は、それぞれ以下のとおりである。
 - ・請求内容 1

かがやき元職員が作成した個別支援計画書のうち、「折り合いをつける」旨の記載があるもの

・請求内容 2

障害保健福祉推進室社会参加推進課長がメールに記載した就労相談に関する内容を裏付ける根拠

・請求内容 3 及び請求内容 4

障害保健福祉推進室社会参加推進課長が口頭意見陳述において発言した内容を裏付ける根拠

(2) 本件処分について

ア 請求内容 1 について

(7) 処分庁は、対象文書を精査した結果、請求内容 1 を満たす文書は存在しないと主張する。

(4) 一方、審査請求人は、対象文書が請求内容 1 を満たさないことに疑義があると主張する。

(5) 当審査会において、対象文書を見分したところ、「折り合いをつける」という記載のある文書は認められなかった。

イ 請求内容 2 ～ 4 について

(7) 処分庁は、処分庁がメールや別の審査請求事案に係る口頭意見陳述の場において、審査請求人に対し説明した内容については、事実や事象等について説明したに過ぎず、その根拠が公文書として存在するものではないと主張する。

(4) 一方、審査請求人は、根拠となるものがあるはずだとの趣旨の主張をする。

(5) 令和 4 年 6 月 2 4 日付け答申個第 1 1 8 号において判断したように、一般に、市民等からの業務に関する質問等に対する回答に当たっては、自らの経験や様々な文献から得た総合的な知見に基づき判断する場合もあり、特定の公文書にその根拠を求めることができない場合が多いと考えられる。本件では、処分庁が、メールや口頭で業務等に対する職員の認識等を審査請求人に説明した内容について、根拠となる公文書の特定が求められているが、このような場合に、該当する公文書が存在しないことは不自然ではない。

ウ 以上から、当審査会は、本件請求に係る文書が存在しないとする本件処分は妥当であると判断する。それゆえ、処分庁が公文書不存在の理由説明を行っていないという審査請求人の主張も認められない。

(3) 結論

以上により、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参 考)

1 審議の経過

令和3年12月 7日 諮問

令和4年 1月 7日 諮問庁からの弁明書の提出

2月 7日 審査請求人からの反論書の提出

8月 2日 諮問庁からの口頭意見陳述記録書の提出（令和4年3月2日開催）

11月29日 審議（令和4年度第6回会議）

令和5年 1月13日 審議（令和4年度第7回会議）

※ 当審査会は、諮問庁の職員による審査会での口頭理由説明を行わなくても十分な審議が可能であると判断し、実施しなかった。

※ 行政不服審査法第36条に基づく手続を行うよう審査請求人から申立てがあったが、当審査会は、この手続を経なくても十分な審議が可能であると判断し、実施しなかった。

2 本件諮問について調査及び審議を行った部会

第2部会（部会長 毛利 透）